

令和 7・8 年度 物品調達等 入札参加資格申請要領

追 加 申 請

1 資格審査

熊野町が令和 7・8 年度に発注する物品調達等の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下、「入札参加資格」という。）の審査を受けようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下、「資格審査申請書等」という。）を、所定の期日までに提出しなければなりません。

2 資格審査申請書等の申請方法及び提出先

申請方法

書面申請のみ

提出先

熊野町役場財務課

〒731-4292 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目 1 番 1 号 (TEL 082-820-5632)

※ 提出書類は別表によること。(別表に掲げる書類を一覧表の順に添付し、A4 版のファイルに綴じて提出すること。ファイルの背表紙下部に会社名を記載すること。)

※ 随時受付を行います。

※ 物品調達等の入札参加資格申請は、電子申請はできません。

3 入札参加資格

次のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことができません。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当する者

ウ 営業に必要な許可、認可などを得ていない者

エ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに熊野町の町税、消費税及び地方消費税のいずれかに滞納がある者

オ 別表中添付書類にある「誓約書」記載事項を誓約できない者

4 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。

資格の取消しを受けた者は、令和 7 年度及び令和 8 年度において再び入札参加資格の認定を受ける

ことができません。また、令和 9 年度以降についても、その取消しの日から 24 か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び入札参加資格の認定を受けることができません。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和 7 年度及び令和 8 年度中に熊野町が発注する委託業務において再委託を受けることはできません。また、令和 9 年度以降についても、その取消しの日から 24 か月を経過する日までは、熊野町が発注する業務において再委託を受けることはできません。

5 入札参加資格の有効期間

この入札参加資格が認定された日から令和 9 年 5 月 31 日までとします。ただし、この資格は、有効期間以降においてもその年度における資格が認定されるまでは有効とします。

また、有効期間の始期については、令和 7 年 6 月 1 日を予定しています。

別表

添付書類	様式番号
1 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書	様式第 1 号
2 営業所一覧	様式第 2 号
3 営業概要書	様式第 3 号
4 法人……登記事項証明書（商業登記簿謄本）及び印鑑証明書の写し 個人……印鑑証明書の写し	
5 委任状（代表取締役などから支店長などに対する委任事項が記載されたもの）	様式第 4 号
6 法人……直前一年の事業年度についての、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表 個人……青色申告者は、青色申告決算書（貸借対照表、損益計算書）。白色申告者は、収支内訳書。権利能力なき社団は、団体の財務諸表の写し	
7 営業に必要な許可、認可などを得たことを証明する書面又はその写し	
8 誓約書	様式第 5 号
9 熊野町税の納税証明書（熊野町税に滞納のない証明書）又はその写し（熊野町総務部税務課にて発行。熊野町税が課税されていない場合は提出不要。）	
10 国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第 9 号書式による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し	

注 1 添付書類については、入札参加資格の審査に係る申請を行う日を基準日として作成すること。

2 第 4 項、第 9 項及び第 10 項に定める書類は、入札参加資格の審査に係る申請を行う日の 3 か月前の日以降に発行されたものを添付すること。

3 第 2 項に定める書類については、定めた項目のすべてについて記載されているものであれば、申請者が独自に作成したもので代えることができる。

4 第 6 項の定める書類については、入札参加資格の申請を行う日までに直前 1 年分の事業年度の財務諸表の調製が完了しない場合は、第 6 項にかかわらず、直前 1 年の事業年度の前年度の財務諸表とする。

5 受領書が必要な者は、返信はがき等を必ず提出、又は同封すること。